

# ご存知ですか？ 国民年金保険料免除制度

国民年金の第1号被保険者(自営業など)で、保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

## 申請免除(全額・一部)

前年所得が一定基準以下で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

申請免除は4段階で、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

### 【申請免除の対象となる方】

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

## 若年者納付猶予

30歳未満の方で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の納付が猶予されます。

### 【納付猶予の対象となる方】

「申請者本人」、「申請者の配偶者」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

◎申請免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。

なお、平成21年7月未までの申請にかぎり、平成20年7月から平成21年6月までの申請ができます。

◎全額免除・若年者納付猶予は継続申請ができます。

申請時にあらかじめ申請書に継続希望を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとみなされ審査されます。

## 学生納付特例

学生本人の前年所得が118万以下である場合、申請書を提出し承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は4月から翌年3月までです。申請は毎年必要です。

### ▼手続きに持参いただくもの

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
  - ・認印(本人署名の場合は不要)
  - ・失業などを理由とするときには、「雇用保険受給資格者証」等の写し
  - ・学生納付特例は、平成21年度有効の学生証の写し
- 追納について  
免除を受けた期間の保険料は10年以内なら後から納めることができます(追納という)。追納することによって老齢基礎年金の年金額を満額に近づけられます。ただし、2年目を過ぎて追納する場合は、当時の保険料に加算額がつきますので、早めの「追納」をおすすめします。

◎問い合わせ  
保険福祉課 ☎内線275

## 原子爆弾被爆者に 見舞金を支給

町では、原子爆弾被爆者の方の福祉の増進に寄与することを目的として、見舞金を支給します。



### ▼対象者

平成21年4月1日現在大磯町に住所を有し、被爆者健康手帳の交付を受けている方

### ▼申請方法

見舞金支給申請書を総務課に提出してください。申請書は総務課にて配布及びホームページからダウンロードできます。

### ▼申請期間

7月1日(水)～8月7日(金)

### ▼持参する物

被爆者健康手帳、認印、振込先が確認できるもの(ゆうちょ銀行以外でお願いします。)

### ▼見舞金の額 6千円(年額)

◎問い合わせ  
総務課 ☎内線210

## 免除申請の対象となる所得のめやす

扶養人数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※本人、配偶者、世帯主それぞれが基準に該当していることが必要です  
※全額免除以外は社会保険料控除等の額によって変わります  
※若年者納付猶予については全額免除の基準になります  
※( )内については収入となります